



トヨタバッテリー調達ガイドライン

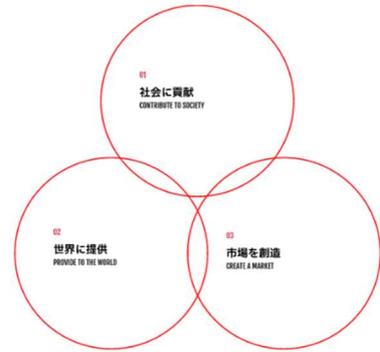
2024年10月

トヨタバッテリー株式会社



はじめに

私たちトヨタバッテリー株式会社は、1996年の設立以来、「社会に貢献」、「世界に提供」、「市場を創造」という三つの企業理念のもと、HEV 車載用二次電池の生産に邁進して参りました。2015年に国連にてSDGsが制定され、環境問題・人権問題への取り組みの重要性は高まっております。電動化の流れもますます加速し、電池業界の持続的な信頼を確固たるものにするためにも、当社は積極的に持続可能な社会実現のための取り組みを進めて参ります。



パートナーの皆様と共に進めていきたいと存じますので、進めるうえでお困りごとがございましたらお聞かせください。

私たちはこれからもより一層、顧客であるカーメーカー、そしてそのお客様、ひいては社会に信頼されるように努めるとともに、持続可能な社会の実現を目指した事業活動をパートナー様と共に推進していきたいと考えております。パートナー様におかれましては、『トヨタバッテリー調達ガイドライン』の内容をご理解いただき、自ら実践頂くとともに、皆様のパートナー様に対しても、本ガイドラインの趣旨のご理解と実践をご要請頂きますようお願い申し上げます。



トヨタバッテリー株式会社
代表取締役社長 岡田政道

目次

トヨタバッテリー調達ガイドライン

I. パートナーサステナビリティガイドライン

- | | | |
|------------------------------|-------|-------|
| 1. トヨタバッテリー行動指針・サステナビリティ基本方針 | ．．．．． | P4～5 |
| 2. トヨタバッテリー調達基本方針 | ．．．．． | P5 |
| 3. パートナーサステナビリティガイドライン | ．．．．． | P6～11 |
| 4. 責任ある鉱物調達方針 | ．．．．． | P12 |

II. グリーン調達ガイドライン

- | | | |
|----------------------------|-------|--------|
| 1. トヨタバッテリー環境方針 | ．．．．． | P14 |
| 2. 本ガイドラインの位置づけ | ．．．．． | P14 |
| 3. パートナー様へのお願い事項 | | |
| 1. 環境マネジメントシステムの構築 | ．．．．． | P15～16 |
| (1) 環境マネジメント体制の構築 | | |
| (2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進 | | |
| 2. 温室効果ガス（GHG）の削減 | ．．．．． | P16 |
| 3. 資源循環の推進 | ．．．．． | P16 |
| 4. 化学物質の管理 | ．．．．． | P16～19 |
| 5. 自然共生社会の構築 | ．．．．． | P19 |
| 用語集 | ．．．．． | P20～22 |

I. パートナー サステナビリティ ガイドライン

1. トヨタバッテリーサステナビリティ基本方針

■トヨタバッテリー サステナビリティ基本方針 『社会・地球の持続可能な発展への貢献』

【お客様】

- ・ 私たちは、「お客様第一主義」という信念に基づき、世界中の人々の生活を豊かにするために、お客様の様々な期待に応える革新的・安全かつ卓越した高品質な製品とサービスを開発・提供します。
- ・ 私たちは各国の法およびその精神を遵守し、お客様をはじめ事業活動に関わる全ての人々の個人情報保護の徹底に努めます。

【従業員】

- ・ 私たちは、「事業活動の成功は従業員一人一人の創造力と優れたチームワークによってこそ達成される」との信念のもと、従業員を尊重し、個々人の成長を支援します。
- ・ 私たちは、均等な雇用機会を提供するとともに、従業員の多様性・一体感の確保に努力します。また、従業員に対する差別を行いません。
- ・ 私たちは、全従業員に対し公正な労働条件を提供し、安全かつ健康的な労働環境を維持・向上するよう努めます。
- ・ 私たちは、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、いかなる形であれ強制労働・児童労働は行いません。
- ・ 私たちは、従業員との誠実な対話と協議を通じ、「相互信頼・相互責任」の価値観を構築し共に分かち合います。そして、従業員と会社がお互いに繁栄するよう共に努力します。私たちは、従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の法令に基づいて認めます。
- ・ 私たちは、経営トップの率先垂範のもと、倫理的な行動を促す企業文化を育て、それを実践していきます。

【取引先】

- ・ 私たちは、取引先を尊重し、長期的な視野に立って相互信頼に基づく共存共栄の実現に取り組みます。
- ・ 私たちは、取引先の決定にあたっては、全ての候補に対しその国籍または規模に関わらず門戸を開き、その総合的な強みに基づき判断します。
- ・ 私たちは、各国の競争法の規定と精神を遵守し、公正かつ自由な取引を維持します。

【株主】

- ・ 私たちは、株主の利益のために、長期安定的な成長を通じ企業価値の向上を目指します。
- ・ 私たちは、株主に対して、事業・財務状況と成果および非財務情報の適時かつ適正な開示を行います。

【地域社会・グローバル社会】

<環境>

- ・ 私たちは、あらゆる事業活動を通じ環境保全に努め、環境と経済を両立する技術の開発と普及に取り組むとともに、社会の幅広い層との連携を図り、地球温暖化防止、生物多様性の保全等、環境との調和ある成長を目指します。

<社会>

- ・ 私たちは、各国の文化・慣習・歴史および法令を尊重し、「人間性尊重」の経営を実践します。
- ・ 私たちは、社会が求めるサステイナブル・モビリティの実現に向けて、安全でクリーンかつ社会のニーズを満たす優れた技術を常に追求します。
- ・ 私たちは政府や取引先による贈収賄を許さず、行政府諸機関と誠実かつ公正な関係を維持します。

<社会貢献>

- ・ 私たちは、事業活動を行うあらゆる地域において、独自にまたはパートナーと協力して、コミュニティの成長と豊かな社会づくりを目指し、社会貢献活動を積極的に推進します。

<2022年4月11日制定>

2. トヨタバッテリー調達基本方針

トヨタバッテリーはお客様にご満足いただける車載用電池づくりのために、次の2つの基本方針に基づき、調達活動を展開しています。

(1) オープンドアポリシーに基づく公正な競争

トヨタバッテリーとの取引を希望される国内外のパートナーの皆様に対して、国籍、企業規模、取引実績の有無を問わず、オープンで公正かつ公平な参入機会を提供しています。パートナーの皆様の選定にあたっては、品質、原価、技術、納期などの能力に加え、継続的な改善に取り組む経営姿勢・体制、および環境問題などの社会的責任に対する取り組み、などを総合的に勘案しています。

(2) 相互信頼に基づく相互繁栄

トヨタバッテリーは、長期的なビジョンの中で、相互繁栄を図ることができる取引関係の確立を目指しています。その基礎となる相互の信頼関係を築くため、パートナーの皆様との双方向かつ密接なコミュニケーションの促進を図っています。

3. パートナーサステナビリティガイドライン

トヨタバッテリーはトヨタ自動車株式会社の子会社として、トヨタ自動車株式会社の「サステナビリティ基本方針」を受けこれを共有し、ともに行動します。

トヨタバッテリーは製品・サービスの提供を通じ、住みよい地球と豊かな社会づくりに貢献したいと考えています。そのために、環境マネジメントの徹底だけでなく、持続可能な社会の実現に寄与していきたいと考えております。

(1) マネジメント姿勢の共有

パートナーの皆様とは、次の点の取組み姿勢を共有していきたいと考えております。

- 人間性を尊重する職場づくり
会社を信頼して働ける環境を整え、人材育成を促進する風土を醸成することが重要です。
- 現地現物に徹したモノづくり
モノづくりでは現地現物、すなわち現場を徹底的に観察し、事実の背後にある真因を発見する姿勢が、基本的に重要です。本質を見極め、素早く合意、決断し、全力で実行することが大切だと考えています。
- たゆまぬ改善
常に進化、革新を追求し、絶え間なく改善に取り組むことが重要です。
- 双方向コミュニケーション
電池づくりは、パートナーの皆様とトヨタバッテリーの共同作業です。両者があたかも一つの会社のように双方向コミュニケーションを緊密にとることが成功の鍵を握っています。お互いにオープンで率直な話し合いを行い、十分納得しながら推進していきたいと考えています。

(2) 「製品・サービス」の提供に関してお願いしたいこと

トヨタバッテリーはパートナーの皆様には「世界で最も良いものを、最も安く、最も早く・タイムリーに、そして長期安定的に」提供いただきたいと考えています。そして常にお客様の視点に立った製品開発・モノづくりをお願いしたいと思っております。

- 安全
モノづくりは、人が担い手であり、安全で健康な職場環境が整ってこそ良い品質のものができる。安心して業務遂行が出来る職場環境づくりを期待します。
- 品質
トヨタバッテリーは品質を最重要視し、お客様の信頼を得てきました。「品質は取引の大前提」であるとご認識頂き、「品質第一」の開発・生産をお願いいたします。
- 納入・生産
トヨタバッテリーはお客様へ「必要なものを、必要な時に、必要なだけ」供給することを目指しています。これに向け、生産準備・生産・納入の各段階で、柔軟かつ確実な対応をお願いします。

- 原価
世界 NO.1 のコスト競争力の実現を期待しています。そのためには技術開発・生産技術の革新に努めると共に、不断の原価低減活動が重要です。
- 技術
お客様のニーズを的確に把握し、他に先駆けて具現化する能力、それを低価格で実現する能力を期待します。

(3) 「製品・サービス」をつくる過程においてお願いしたいこと

トヨタバッテリーはパートナーの皆様の社内において、下記項目への取組みをお願いしたいと考えております。また、皆様のパートナーに対しても、皆様のサステナビリティ方針・ガイドラインの展開・啓発活動を通じ、下記項目への取組みの浸透・普及に努めて頂きたいと思っております。

1) コンプライアンス

- 法令及びその精神の遵守
 - 各国・地域の法令並びにそれらの精神を遵守する。
 - コンプライアンス徹底の為、方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備し、実施する。
- 機密情報の管理・保護
 - 営業秘密などの、自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。
 - 他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手すると共に、利用範囲その他の条件を確認し、その範囲内においてのみ使用し、機密を保持し、他社の権利を侵害しない。
 - 従業員、お客様や取引先などに関する個人情報、全て正当な方法によってのみ入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。
- 知的財産の保護
 - 自社が保有或いは自社に帰属する知的財産権等が第三者に侵害されないよう保護し、注意を払う。
 - 第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わない。
- 競争法の遵守
 - 私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を行わない。
- 輸出取引管理
 - 輸出取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

- 腐敗防止
 - 政治献金・寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
 - 不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
 - 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断する。
 - 簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引又はその誤解を与えるような取引を行わず、すべての取引及び資産の処分について合理的に詳細で、正確且つ公正に反映した会計記録（帳票や帳簿等）を作成し、保持する。

2) 人権・労働

- 「トヨタ自動車人権方針」を理解、支持し、実行に努める。
 - 世界人権宣言等をはじめとする国際規範に学び、国連ビジネスと人権に関する指導原則を支持し、これに基づき人権尊重の取り組みを進める
 - 人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンス（人権への負の影響を特定、予防、軽減するために実施されるプロセス）の仕組みの構築に努め、これを継続的に実施する。
 - 人権尊重の取り組みについて、進捗確認と情報開示に努める。
 - 置されている相談窓口を拡充し、実効性のある救済メカニズムの整備を進める。

- 差別の禁止、多様性の尊重・受容
 - あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、人種、民族や出身国籍、信条、宗教、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、配偶者や子の有無等の各国該当法令で保護されるべき個性を理由とした差別を認めない。
 - ダイバーシティ&インクルージョンを重要な経営基盤の一つとして位置づけ、取り組みを推進する。

- ハラスメント
 - パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、同調圧力等あらゆる形態のハラスメントや、個人の尊厳を傷つける行為を認めない。
 - 業績を妨げたり尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなされる。
 - いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

- 児童労働

- 子どもから教育機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせる児童労働を認めない。
 - 就労可能年齢は15歳、各国該当法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれか最高のものとする。
 - 18歳未満の従業員を危険有害業務に就労させない。
 - 職業訓練や見習については、各国該当法令が認めている範囲のみで就労可能とする。
- 移民労働・強制労働
 - 暴力、脅迫、債務等によるあらゆる強制労働や、人身取引を含むいかなる形態の現代奴隷も認めない。
 - 全ての労働は自発的であること、及び、従業員が自由に離職できることを確実に保証する。
 - 雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。なお、従業員は合法的に雇用されていなければならない。採用手数料など、国際規範上で不当とみなされる費用を本人に負担させない。
- 賃金
 - 最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令を遵守して従業員に給与を支払う。
 - 法定必須給付を支給する。
 - 給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。
- 労働時間
 - 従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令に従う
- 結社の自由
 - 従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令に基づいて認める。
 - 従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保証する。
- 安全・健康な労働環境
 - 誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、業務に起因する事故、災害、健康障害の未然防止に努める。
 - 誰もが心身共に健康で快適な会社生活ができるよう、メンタルヘルスの維持向上活動などの健康増進活動を推進する。
 - 健康経営を推進するための情報提供や、健康増進活動の共同実施及び疾病予防の為の指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

3) 環境

- 環境マネジメントシステム

- 人類と地球の持続可能な共生を目指し、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムを確立し、各国・各地域の環境関係法令を遵守するとともに、環境パフォーマンスの最大化に取り組む。

- 温室効果ガスの排出削減

- 温室効果ガス排出量を削減する製品・サービスの開発や、事業拠点をはじめとしたライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の削減に取り組む。
- カーボンニュートラルを目指し、排出量の把握はもとより、課題工程・課題材料など詳細の実態把握に努め、皆様のパートナーとも一体となり、省エネ・設備改善・材料置換・再生可能エネルギー導入など、あらゆる削減方策の立案と推進に取り組む。

- 水環境インパクトの削減

- 各国・各地域の水環境を考慮し、継続的にインパクトを評価しながら、徹底的な使用量の削減と排水管理に取り組む。

- 循環型社会・システム構築への貢献

- 製品の設計・開発にあたっては、枯渇性資源の使用削減や再生材の活用に取り組み、廃棄時の適正処理・リサイクル性にも配慮する。
要請があれば、再生材の使用実績を報告する。
また事業拠点や物流における廃棄物の削減やリサイクルに取り組む。

- 化学物質の管理

- 各国・各地域の関連法令を遵守し、化学物質を管理(廃止、削減等)するとともに製品及び製造工程等において禁止された物質を使用しない。
また、法令に基づき行政へ適切に報告する。

- 自然共生社会の構築

- 生物の多様性が企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、人と自然が共生する持続可能な社会の実現に取り組む。

(環境に関する詳細は、リーンプラットフォームガイドラインを参照)

4) 責任ある資源・原材料調達

人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料(例:紛争鉱物*・コバルト・天然ゴム等)の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には、使用回

避に向けた施策を行う。

- * 一部の産出国およびその周辺諸国から産出される鉱物で、且つ同地域の武装勢力の活動資金となっている鉱物

5) 地域・グローバル社会

- 地域への貢献
 - 豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決につながる社会貢献活動を目指す。
- ステークホルダーへの情報の開示
 - 経営・財務・環境保全・社会・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーに有用な情報を正しく適時に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努める。

6) 皆様のパートナーへの展開

- 皆様のパートナーに対しても、上記の趣旨を踏まえた各社のサステナビリティ方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様のパートナーにおけるサステナビリティへの取り組みの周知徹底をお願いします。
- 浸透・普及にあたっては、サプライチェーン全体を意識し、これを行いまた、必要に応じたフォロー・是正対応をお願いします。

7) ご意見・お問合せ

- トヨタバッテリーは、モノづくりを支えて頂いているサプライチェーン全体で、本ガイドライン遵守に取り組めます。パートナーの皆様には、本ガイドラインを熟読・理解頂き、皆様のサプライチェーンへの浸透に お取り組み頂きたいと考えております。
- 不明点や、内容に関するご意見・ご質問がある場合は下記までお問合せをお願い致します。
トヨタバッテリー株式会社 調達室調達企画 G
ml_choutatsu.kikaku@toyota-battery.com

4. 責任ある鉱物調達方針

紛争地域諸国および高リスク国で児童労働などの人権侵害、劣悪な労働環境、環境破壊、汚職などのあらゆるリスクや不正に関わる組織の資金源となる恐れのある錫、タンタル、タングステン、金、コバルトや、電池に関連する鉱物、その他天然資源の採掘による環境汚染や人権被害を重大な社会課題と認識し、社会的責任を果たすためサプライチェーン全体で責任ある鉱物調達を推進します。この責任ある鉱物調達の取り組みを具体的に推進するために、次の OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスに基づいた活動を行っていきます。

1. 責任ある鉱物調達のための社内管理体制およびマネジメントシステムを構築し、当社幹部を推進責任者とし、事務局を置いて、その活動を推進します。
2. 業界標準規格である RMI (Responsible Minerals Initiative) や、その他の規制に応じた調査手法を採り入れて、パートナー様のご協力のもと、サプライチェーンを遡った調査を行い、特定された製錬/精製業者が、RMAP (RMI の製錬所監査プロセス) で認証されていることを確認することにより、人権侵害や環境破壊などのリスクを回避します。また何かしらのリスクが認められた場合は、リスクレベルに応じた、是正対策を実施します。
3. リスクや不正に関わっていないことが判断できない場合は、パートナー様に対し、監査認証を受けた製錬/精製業者からの調達などの対策を要請します。是正対策の不調が見込まれる場合は、代替品、不使用化やパートナー様の変更も含めた対応を検討します。
4. この活動を通じて、製錬/精製所の特定を行い、RMAP への参加、第三者機関による監査を受審し認証を受けた製錬/精製所からの調達を目指します。
5. これら責任ある鉱物調達に関する年間の取組は、社内外へ報告します。

Ⅱ. グリーン調達 ガイドライン

1. トヨタバッテリー環境方針

当社は以下の環境方針に基づき、事業に取り組んでおります。

- 基本理念

美しい地球の中で万物と共生しながら営みを継続するため、私たち人間は持続可能な循環型社会の形成に向けて不断の努力を怠ってはならない。当社は、EV 電池事業を通じて広く世界に製品を供給し、地球環境の維持向上と新しい未来の創造に努め、社会の皆様から愛される企業を目指す。

- 活動方針

1. ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを推進し、適切な評価と見直しを行うことにより、環境保全・改善活動を効果的、継続的に実践する。
2. 関係法令、協定、規制および関連する要求事項を順守するとともに、さらに必要に応じて自主規制を制定し、環境保全の質的な向上を図る。
3. CO2・廃棄物の削減、部品の再利用化、リサイクルなど、ゼロエミッションに向けた技術開発に取り組み、環境と経済の両立を実現する。
4. 商品に、あるいは事業活動に伴って使用する、原材料、部品または物質の環境に及ぼす影響を的確に把握し、環境汚染の監視と予防に注力する。
5. 全従業員に環境教育を実施し、環境に対する自覚と責任を促す。
6. 社内外から見える環境保全活動を実施する。

2. 本ガイドラインの位置付け

- グリーン調達とは

①環境法規則・規範を遵守し、②環境負荷低減に取り組み、③環境マネジメントシステムが構築されているパートナーの皆様から、指定する禁止物質を使用せず、環境負荷低減に配慮した部品・材料・サービスを優先的に調達すること

- グリーン調達ガイドラインの位置付け

本グリーン調達ガイドラインは、トヨタバッテリーパートナーとしてグローバルで共通してパートナーの皆様へお願いする内容を纏めたものです。本ガイドラインの内容をご理解いただき、弊社のグリーン調達の活動にご協力頂きますようお願いいたします。

3. パートナー様へのお願い事項

1. 環境マネジメントシステムの構築

(1) 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。パートナー様におかれても環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」などの環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するために、皆様のパートナー様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、その先のお取引様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。 	対象のパートナー様 全て
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの確認方法 会社概況表作成の依頼 ● パートナー様からの連絡方法 会社概況表の提出 	

(2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

弊社ではライフサイクルの各段階における環境負荷削減に努めています。パートナー様におかれても開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、ライフサイクルで環境負荷削減となる取組をお願いします。

a. 納入製品のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進

<ul style="list-style-type: none"> ● 納入製品のライフサイクル全体について、「温室効果ガスの削減」、「資源循環の推進」、「化学物質の管理」、「自然共生社会の構築」の内容をご考慮いただき、環境負荷削減のための環境マネジメントの推進をお願いします。 	対象のパートナー様 全て
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの確認方法 必要に応じて個別にご確認させていただきます 	

b. 環境パフォーマンス確認のための LCA 調査

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境パフォーマンスの確認のために、LCA 関連のデータ（部品、原材料製造時のエネルギー使用量、GHG、NOx の大気への排出量、廃棄物量など）の提出をお願いします。なお、新規採用部品及び設計変更部品については、従来部品に対する環境負荷の変化を確認させていただく場合があります。LCA の対象となるパートナー様には、ご提出いただくデータ等の詳細を弊社担当窓口よりご相談させていただきます。 	対象のパートナー様 LCA の対象となる 部品及び原材料を 納入されるパートナ ー様 （弊社指定）
---	--

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ● 弊社からの確認方法 | LCA 調査の依頼 |
| ● パートナー様からの回答方法 | LCA 調査回答の提出（期限は別途指定） |

2. 温室効果ガス（GHG）の削減

弊社では温室効果ガス（GHG: Green House Gas）排出量の削減に努めています。パートナー様におかれ
ても、製品・サービスのライフサイクルでの積極的な GHG 排出量削減の取組をお願いします。

● 納入製品のライフサイクル全体を考慮いただき、積極的な排出量削減の取組をお願いします。	対象のパートナー様 全て
● 弊社からの確認方法	必要に応じて個別にご確認させていただきます

3. 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州 ELV 指令など、国内外における法規制対応に加えて、再生材
の活用、リサイクルを考慮した設計、拠点における廃棄物削減活動など、資源循環に関する取組を進めて
参ります。パートナー様にも資源循環に関する取組にご協力をお願いします。

● 製品における枯渇性資源の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。	対象のパートナー様 全て
● 弊社からの確認方法	必要に応じて個別にご確認させていただきます

4. 化学物質の管理

弊社は、欧州 ELV、欧州 REACH、日本化審法など、国内外における法規制に先行し化学物質の管理（廃止、
削減等）およびリサイクル率の向上への取組を推進しています。対象のパートナー様には、下記項目に関
する法令・技術標準類・各種品質管理業務要領に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1) 弊社製品に含まれる原材料/部品/梱包・包装資材に関する化学物質の管理

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理（廃止、削減等）と、樹脂・ゴム部
品の材質表示をお願いします。

a. 技術標準類に従った化学物質の廃止・削減および使用情報の管理

● 化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、弊社指定の技術標準類に従い実施してください。	対象のパートナー様 原材料/部品/ 梱包・包装資材を
--	--------------------------------------

	納入頂いている パートナー様
● 弊社からの依頼方法 図面または購入仕様書にて指示	

b. IMDS データ入力の実施

化学物質管理に関する国際合意 SAICM 対応に向け、2020 年までに世界各国で化学物質の法規制が次々と整備されています。弊社が欧州 ELV・欧州 REACH・日本化審法など、国内外における法令を遵守するためには、各パートナー様のサプライチェーンとしてのご協力が必要不可欠です。

<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに設定されたすべての原材料、部品に対し、弊社の指定する期日までに材料・化学物質データを最新の弊社指定の技術標準で確認し、IMDS に入力してください。 ※入力に際しては「IMDS の入力ルール Ver. 3.05」をご参照ください。必要な場合は調達担当者へご連絡ください ● 下記の場合は、パートナー様より自主的に IMDS データを更新してください <ul style="list-style-type: none"> (1) 原材料、部品の材料変更及び重量変更が発生した場合 (2) 技術標準の改訂により物質情報の更新が必要な場合 (3) 法令改訂によりアプリケーションコードの更新が必要な場合 ● 法令改訂等により新たに規制物質となった物質を含有することが判った場合は、代替品または代替え材への切替にご協力ください。また切替の際は速やかに弊社へご連絡ください。 	対象のパートナー様 原材料/部品/ 梱包・包装資材を 納入頂いている パートナー様
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの依頼方法 弊社品番の新規発生時のみ購入仕様書にて依頼 ● パートナー様からの回答方法 初品検査経歴書で IMDS ID No. を回答 またはデータ送信予定日をご連絡頂く 	

c. 梱包・包装資材の化学物質の管理

<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社指定の技術標準を遵守するようお願い致します。 	対象のパートナー様 梱包・包装資材を 納入頂いている パートナー様
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの依頼方法 弊社品番の新規発生時のみ購入仕様書にて依頼 	

d. 樹脂・ゴム部品の材質表示

<ul style="list-style-type: none"> ● 100g 以上の樹脂部品・200g 以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。 	対象のパートナー様 樹脂・ゴム部品を
---	---------------------------

	納入頂いている パートナー様
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの依頼方法 図面 ● パートナー様の表示方法 図面に従うこと 	

e. SDS の提出

<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な化学物質管理のため、SDS 提出にご協力をお願いします。 	対象のパートナー様 弊社が指定した パートナー様
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの依頼方法 LCA 調査、購入仕様書もしくは個別依頼 ● パートナー様からの提出方法 依頼方法による。 購入仕様書で依頼した場合は納入仕様書に添付 	

(2) 弊社製品に含まれない原材料/部品/副資材等に関する化学物質の管理

弊社の拠点で使用し、弊社製品に含まれない資材の化学物質の管理（廃止、削減等）をお願いします。

a. 原材料、副資材の化学物質の管理

<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用計画時に SDS の提出をお願いすることがあります。 	対象のパートナー様 原材料、副資材を 納入頂いている パートナー様
<ul style="list-style-type: none"> ● 弊社からの依頼方法 個別依頼 ● パートナー様からの提出方法 依頼方法による 	

(3) パートナー様の事業活動における化学物質の管理

パートナー様の事業活動における、化学物質の管理（廃止、削減等）をお願いします。

<ul style="list-style-type: none"> ● VOC 排出量の削減をお願いします。PRTR 法対象のパートナー様は対象物質排出量の管理をお願いします。 ● PRTR 法については下記 HP をご参照ください https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html 	対象のパートナー様 VOC : 全て
---	---------------------------

	PRTR：対象の パートナー様のみ
--	----------------------

5. 自然共生社会の構築

弊社では美しい地球の中で万物と共生しながら営みを継続することを基本理念としており、自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。パートナーの皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取組をお願いします。

● 納入製品及び拠点における生物多様性や自然への影響の最少化をお願いします。また、生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案もお願いします。	対象のパートナー様 全て
● 弊社からの確認方法	必要に応じて個別にご確認させていただきます

法律、規制、政策関連用語集

② 自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律

③ 欧州 ELV 指令

2000年に発効した「使用済み自動車（ELV）のリサイクル指令（2000/53/EC）」。使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

④ 欧州資源効率性政策

持続可能な資源効率の高い循環型社会の構築を目指す基本政策。

⑤ 欧州 REACH 規則

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則（EC）No1907/2006」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。

⑥ 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。新たな工業用化学物質（新規化学物質）について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

⑦ 米国 TSCA 法（Toxic Substances Control Act）

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国 EPA（環境保護庁）は化学物質、混合物に関する情報管理（報告・保持）、試験評価要求、制限および特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

⑧ 欧州包装材指令

1994年に発効した「包装および包装廃棄物に関する指令（94/62/EC）」。使用済み包装廃棄物による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収・リサイクルシステムの構築などを定めている。

⑨ 欧州 CLP 規則

2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規則（EC）No 1272/2008」。化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール（GHS）に基づく仕組に変更するもの。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められます。

- ⑩ PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
PRTR とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組。対象となる化学物質を製造したり使用したりしている一定規模以上の事業者は、どのような化学物質を 1 年間にどれだけ環境中に排出および移動したかを自ら報告し、行政機関がその結果を集計・公表している。
- ⑪ The Aichi Biodiversity Targets
2010 年に開催された COP10 で採択された、生物多様性に関する 2011 年以降の新たな世界目標。
- ⑫ 生物多様性国家戦略 2012-2020
生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

その他用語集

- (1) ISO 14001
環境マネジメントシステムに関する国際規格。
- (2) ライフサイクル
製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階
- (3) LCA (Life Cycle Assessment)
製品・サービスの環境負荷を設計・製造から使用・廃棄段階までライフサイクルで評価する手法。
- (4) ISO50001
エネルギーマネジメントシステムの国際規格
- (5) 低 GWP フロン
温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数 (Global Warming Potential) が小さいフロン
- (6) ELV (End of Life Vehicle)
使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。自動車リサイクル法では、引取業者に使用済みとして引き取られた車が使用済み自動車となる。
- (7) クローズドループリサイクル
端材やスクラップ、廃車等の廃棄物から同じ製品に再生すること。
- (8) 原材料
トヨタバッテリーの生産工場で使用されるもの。
- (9) 副資材
トヨタバッテリー工場で使用されるが、製品の一部にならないもの。ただし、接着剤等を含む場合もある。
- (10) 梱包・包装資材

トヨタバッテリーに直接納入する梱包・包装資材および部品等を輸送する際に使用する梱包・包装資材。

(11) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。

(12) IMDS (International Material Data System)

部品お取引先様等が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(13) SDS (Safety Data Sheet)

安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。

(14) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

IMDS 申告時に利用する日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された業界共通の管理化学物質リスト。

発行日： 2019年7月（初版）

2022年10月（第二版）

2024年10月（第三版）

編集/お問い合わせ先： トヨタバッテリー株式会社
調達室